

住宅改修費（事前申請制度）

要介護・要支援認定を受けた方が、現在居住する住宅において、在宅での生活に支障がないように住宅の改修を行う場合で、心身の状況、要介護度、家族構成、住宅の状況等を勘案して市が必要と認める場合に限り、事前の申請により支給されます。

着工後の申請は、給付の対象外となりますのでご注意ください。

1. 対象者

介護保険の被保険者であり、要介護・要支援認定を受けている方

2. 対象となる住宅改修の種類

- ・ 手すりの取付け
- ・ 段差や傾斜の解消
- ・ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・ 開き戸から引き戸等への扉の取替え、扉の撤去
- ・ 和式便器から洋式便器への取替え
- ・ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3. 事前申請の流れ

- ① 住宅改修について担当ケアマネジャーまたは市に相談
- ② 着工前に住宅改修費の支給申請書の届出
関係書類を市に提出
 - ・ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
(ゆうちょ銀行(郵便局)にお振込を希望の場合は、振込用の店名・口座番号をご記入下さい。)
 - ・ 住宅改修が必要な理由書（担当ケアマネジャーが記入）
 - ・ 改修費見積書
 - ・ 図面（住宅の平面図等）
 - ・ 住宅の所有者の承諾書（住宅改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合）
 - ・ 住宅改修の着工前の状態を確認できる書類
(改修箇所ごとの改修前写真とし、撮影日がわかるもの)
 - ・ 委任状（住宅改修事業者が被保険者に代わり申請を行う場合）
 - ・ 受領委任払いに関する委任状（受領委任払いで申請を行う場合）
※図面と住宅改修の着工前の状態を確認できる書類には工事箇所がわかるようにしるしをつけてください。
- ③ 着工 → 完成
- ④ 住宅改修費の支給
改修後、関係書類を市に提出
 - ・ 事前申請時に提出した書類一式
 - ・ 領収書（必ず原本を添付してください。また、領収書の宛名は必ず被保険者本人の名前で発行してください。）
 - ・ 改修費内訳書（改修費見積書と内容に変更がなくても添付してください。）
 - ・ 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類
(改修箇所ごとの完成後写真とし、撮影日がわかるもの)

4. 支給額

住宅改修に要した費用の額の7割から9割です。ただし、支給限度額は20万円です。このため、通常保険給付の最高額は、14万円から18万円となります。（自己負担は2万円から6万円となります。）また、20万円を超えた場合は、その超えた部分は全額自己負担となります。

なお、住宅改修は原則1回限りですが、転居した場合や要介護状態が著しく高くなった場合（要介護状態区分が3段階以上）は、再度利用できることもあります。

5. 受領委任払い方式の利用について

住宅改修費については、工事費用の全額を住宅改修事業者を支払った後、対象となる工事（上限20万円）について、市に申請することで、7割から9割分の支給を受ける償還払い方式が原則となっていました。平成26年10月からは、負担割合に応じて、費用の1割から3割分を住宅改修事業者にお支払いただき、7割から9割分は市が住宅改修事業者に直接支払う受領委任払い方式の利用が可能となりました。

ただし、介護保険料に未納のある方や要介護認定の申請中の方については、受領委任払いの利用はできません。

また、受領委任払い方式を利用するためには、市に登録を行った事業者において住宅改修を行う必要があります。市に登録している事業者については、市ホームページや高齢者支援課窓口にて公開しております。

6. よくある問い合わせ

Q1 要介護認定者が入院中・施設に入所中でも住宅改修費の申請は可能？

A1 入院中・施設に入所中の方は、原則として住宅改修費の支給は受けられません。ただし、退院・退所が決まっている場合は、事前に住宅改修を行うことは可能ですが、必ず一度、四街道市高齢者支援課にご相談下さい。また、改修後の事後申請は退院・退所された後になります。そして、万が一、退院・退所出来なくなった場合には、住宅改修費の支給は受けられません。※転入前、退院前・退所前の住宅改修工事は原則として受領委任払いはご利用いただけません。

Q2 四街道市に転入する際、転入先の住居をあらかじめ改修することは可能？

A2 転入先の住居をあらかじめ改修することは可能ですが、改修前に必ず四街道市高齢者支援課に相談して頂いた上で、事前申請書類を四街道市高齢者支援課に提出して下さい。そして、事後申請は転入手続きをされた後にして下さい。

Q3 家を新築・増築する際、住宅改修費は利用できる？

A3 原則として現在居住している住宅の改修を対象としているため、住宅の新築や、新たに部屋をつくるといった増築は対象になりません。ただし、竣工日（建物の引き渡しの日）以降に、手すり等を付けた場合には、住宅改修費の支給対象になります。

Q4 施工業者に依頼せず、自分で改修した場合は、住宅改修費の支給は受けられる？

A4 要介護者本人または家族などが改修を行った場合は、材料費のみ支給の対象となります。

Q5 要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、住宅改修の対象になる？

A5 介護保険の住宅改修は、住所地の住宅のみが対象になります。そのため、子の住宅に住所地が移されていれば住宅改修の支給対象となります。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となります。

Q 6 住宅改修が必要な理由書は担当のケアマネジャー以外は記入できないのか？

A 6 原則として、担当のケアマネジャーに記入していただきますが、

- ・地域包括支援センター職員
- ・作業療法士※
- ・理学療法士※
- ・福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有するもの※

も記入が可能です。ただし、※印があるものについては、資格免許証の写しなど資格を証する書類を添付する必要があります。また、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター職員等に内容の確認をしていただく必要があります。内容を確認し理由書（P2）にある居宅支援事業所（地域包括支援センター）職員確認欄に必要事項を記載してください。

Q 7 住宅の所有者が亡くなっていて、名義変更がすんでいない場合の住宅の所有者の承諾書は、どうすればいいか？

A 7 相続予定者の方に記入してもらった承諾書が必要となります。

Q 8 借家や公営住宅に入居している方の住宅改修は可能？

A 8 借家や公営住宅であっても、所有者の許可があれば住宅改修は可能です。借家の場合は、住宅所有者の承諾書を大家等に記載してもらってください。公営住宅の場合は、担当部署に住宅改修について相談し、住宅改修についての許可証等を発行してもらってください。

ただし、退去時の原状回復の費用については、住宅改修の対象にはなりませんので、ご注意ください。

Q 9 要介護状態が著しく高くなった場合とはどういう状態か？

A 9 住宅改修については、最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工時点の介護度と比較して「要介護等状態区分」が3段階以上上がった場合は、改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。

ただし、「要介護等状態区分」については、要支援2および要介護1は合わせて1段階として取扱いますのでご注意ください。

(例)

要支援1⇒要介護3、要介護4または要介護5

要支援2⇒要介護4または要介護5

要介護1⇒要介護4または要介護5

要介護2⇒要介護5

【問い合わせ先】

四街道市高齢者支援課

賦課給付係

T E L : 043-388-8300 (直通)